

板橋区の精神保健に関わる統計・健康推進課(保健所)事業

図 1

■板橋区自立支援医療申請数(新規・更新・変更含む)と精神保健福祉手帳所持者数の推移

令和 2 年度の自立支援医療の申請数は減少しているが、これはコロナ感染症の影響で、申請の更新時期が延長できるようになったためである。令和 3 年度以降は、自立支援申請数、手帳所持者ともに増加傾向である。

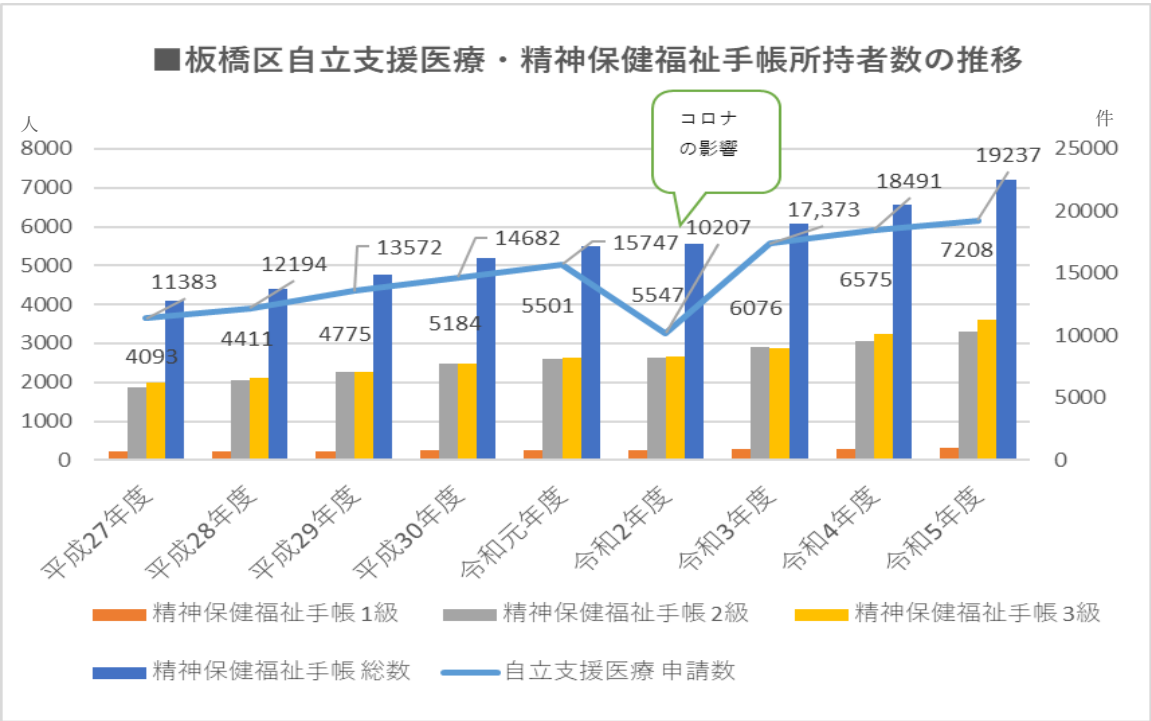


表 1

■医療保護入院(区長同意)者数の推移

令和6年4月1日 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、医療保護入院に期間が求められ、更新手続きが必要となった。

	令和4年	令和5年	令和6年 (11月27日時点)
新規	64件	57件	30件
更新	—	—	9件

表 2

■23 条通報件数及び措置入院者とその支援数

R4 年度より措置入院者退院後支援ガイドラインに基づく保健所による支援を開始した。

・23 条通報…精神保健福祉法第 23 条に定められる、精神障がいのために、自傷他害の行為の恐れがある場合、警察官は最寄りの保健所へ通報し、保健所から東京都精神保健医療課へ通報しなければならない。通報された際には東京都で措置入院が必要か否かを判断する精神保健指定医による診察を行うか判断する。その後、診察が必要と判断され、その結果入院治療が妥当と判断された場合に措置入院となる。

	R 3	R 4	R 5	R6 (11/27 時点)
23 通報件数(※)	105	98	—	—
診察(※)	44	33	—	—
措置入院になった件数(※)	43	32	—	—
措置入院者退院後支援問い合わせ件数	—	17	21	14
措置入院者退院後支援計画作成数		8	8	10

※令和 5 年度東京都の精神保健福祉の動向より抜粋

表 3

■こころといのちの係 定期事業報告

定期事業について下記の事業を実施している。精神保健福祉講演会は、主に依存症関連と統合失調症に関係する内容で 2 回開催。R5 年度は、オンラインと対面式の同時開催で行い著名

			R3	R4	R5
お酒の悩み相談会 (家族・本人向け)		実施回数	16	17	18
		参加延人数	59	65	74
うつ病・躁うつ病教室		実施回数	6	8	8
		参加延人数	35	61	52
ひきこもり	家族教室	実施回数	20	20	20
		参加延人数	241	161	170
	専門医相談	実施回数	5	6	8
		参加実数	6	7	6
精神保健福祉講演会		実施回数	2	2	2
		参加人数	60	93	298
心のサポーター養成研修		実施回数		2	4
		参加人数		63	84

●精神科医療機関間情報交換会(R3 年度開始事業・年 1 回開催)

R 3・4 年度は区内医療機関を、R 5～は区内医療機関と区内訪問看護事業所を対象に実施した。

開催年度	テーマ	参加事業所数
R 3	成増厚生病院の取り組み他	8
R 4	措置入院者退院後支援について	9
R 5	精神科医療機関と訪問看護の連携について	20
R 6	支援に活かせるクライシスプランについて	23